●療養費

医師の指示によりコルセットなどの治療用装 具を作ったときは、申請することにより、支払っ た費用の一部が支給されます。

必要書類 被保険者証、医師の証明書、領収 書、通帳など口座情報が分かるもの、印鑑(ス タンプ印不可)、マイナンバーが確認できるもの

●高額医療・高額介護合算療養費制度

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者が、毎年8月1 日から翌年7月31日までの1年間に、支払った医療費と 介護サービス費の自己負担額を合算して、自己負担限度 額を超えた場合は、申請により自己負担額の一部が支給 されます。支給の対象となる人には、2月下旬に申請書 を送りますので、事前の手続きは不要です。

●交通事故にあったら

負担となる場合があります。

交通事故など他人の行為(第三者行為)

によりケガや病気をした場合には、届け出

ることによって、保険証が使えるようにな

ります。届出がないと、医療費が全額自己

●葬祭費

被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った人(喪主)に 対し、5万円が支給されます。

必要書類 通帳など□座情報が分かるもの(名義人が喪主の もの)、印鑑(スタンプ印不可)、亡くなった人の被保険者 証(手元に残っている場合)

確認書類 会葬礼状または葬儀の領収書

※他にも海外診療や移送費などの給付制度があります。詳しくは国保年金課へ。

※後期高齢者医療制度の手続きでは、身分証明書と印鑑(スタンプ印不可)およびマイナンバーの確認ができるも のが必要です。本人もしくは世帯主以外の人が手続きをする場合は、委任状が必要です。成年後見人などの法定 代理人が手続きをする場合は、委任状の代わりに登記事項証明書などの証明書類の提出をお願いします。

開催月

12月

ジェネリック医薬品を利用しましょう

医療機関で処方される医薬品には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医 薬品)があります。ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間満了後につくられた薬です。 開発費が少なくなり、新薬よりも価格が安くなるため、医療費の自己負担額を抑えること ができ、医療費の節減にも役立ちます。効き目や安全性は、新薬と同様です。詳しくは、 医師や薬剤師にご相談ください。



新しい生きがいづくり・仲間づくりを始めませんか? いきいきクラブ会員募集! 問 長寿課 (☎62-1063)

健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりを目的に、各地域で 55のクラブがさまざまな活動を行っています。新たな仲間と共 にスポーツや文化芸能活動、ボランティア活動などに参加し、楽 しく健康寿命を伸ばしましょう。表の連合会行事のほか、各クラ ブでは、さまざまなサークル活動や世代間交流活動などに取り組 んでいます。地域の結びつきを大切にし、豊かな人生を過ごすた め、お住まいの地域のクラブに加入しましょう。

対 おおむね60歳以上

※各クラブの連絡先は、長寿課へ。





	5月	
)H	いきいきクラブゲートボール大会
	8月	いきいきクラブ将棋大会
		愛知県老人福祉大会
	9月	いきいきクラブ囲碁大会
		いきいきクラブグラウンド・ゴルフ大会
	10月	愛知県老人スポーツ大会
		おじいちゃんおばあちゃんと行く
		東山動植物園
	11月	秋の歩け歩け大会
	11月	 健康チェックではつらつライフ
	~12月	

いきいきクラブカラオケ発表会

老人クラブ大学講座

春の歩け歩け大会

行事名

後期高齢者医療制度

問 国保年金課(☎62-1207·FAX24-2466)

対 国内に住む75歳以上の人または65~74歳で一定の障害のある人

●医療費の負担区分(一部負担割合)

現役並み	Ш	同一世帯に市町村民税の課税所得が690万円以上ある被保険者がいる世帯の人		
所得のある人	I	同一世帯に市町村民税の課税所得が380万円以上ある被保険者がいる世帯の人		
(3割)	I	同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の人		
一般 (1割)		現役並み所得のある人Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ・Ⅰに該当しない人		
区分Ⅱ (1割))	市町村民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない人		
区分 I (1割)	I (1割) 世帯全員の各種所得 (公的年金は控除額を80万円で計算) が0円の人または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給して			

●高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が次の限度額を超えた場合には、高額療養費として支給されます。

負担区分		外来の限度額 (個人単位)	外来+入院の限度額 (世帯単位)			
TB/0.24 7	Ш	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% (過去12か月以内に3回以上高額に該当すると、4回目から140,100円)				
現役並み 所得のある人	I	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% (過去12か月以内に3回以上高額に該当すると、4回目から93,000円)				
	Ι	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (過去12か月以内に3回以上高額に該当すると、4回目から44,400円)				
— 船	r Z	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (過去12か月以内に3回以上高額に 該当すると、4回目から44,400円)			
区分	II	8,000円	24,600円			
区分	Ι	8,000円	15,000円			

※75歳に年齢が到達した月(1日が誕生日の人を除く)については、上記の限度額が半額になります。

●限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証

現役並み所得 I・II に属する人は 「限度額適用認定証 | 、市町村民税非課税世帯 (区分 I・II) に属する人は 「限度額 適用・標準負担額減額認定証 | の交付を受けることができます。医療機関に提示することで、医療費の自己負担額が支 払窓口にて上限額までとなり、入院時の食事代や居住費も減額されます。事前申請が必要ですので、被保険者証、印鑑 (スタンプ印不可)、マイナンバーの分かるものを持参し、早めに手続きをしてください。申請月の初日から有効となる認 定証を交付します。

■入院したときの食事代

一人がしたことが及事し				
	負担区分	食事代 (1食あたり)		
一般	および現役並み所得のある人	460円		
	指定難病患者の人 (区分Ⅰ・Ⅱに該当しない人)	260円		
区分Ⅱ	入院合計日数*1が90日まで	210円		
	入院合計日数が91日以上 160円	160円		
	区分I 100円			

*1…直近の12か月間で、区分Ⅱの認定を受けている期間の入 院日数。他の健康保険加入期間の入院も合算できます。

■療養病床に入院したときの食事代と居住費

負担区分	食事代 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
一般および現役 並み所得のある人	460円*2	370円
区分Ⅱ	210円	(指定難病 患者は0円)
区分I	130円	
区分Iのうち老齢 福祉年金受給者	100円	0円

*2…一部の医療機関では、420円の場合があります。

[※]高額療養費に該当した人には通知を送りますので、事前の手続きは不要です。